

高齢者住宅改修助成事業

福島市では、高齢者の方が快適で安全な在宅生活が送れるよう住宅改修に対し工事費の助成を行っております。当事業を利用できる方が、家の中でよく使う箇所を改修することにより、体の状態が悪くならないようにするための工事となります。

1. 対象者

介護保険における要介護認定で「自立」と認定された方、又は要介護認定を受けていないが、明らかに「自立」相当と認められる方で以下の①から④のすべてに該当する方。

- ①福島市内に住所のある65歳以上である
- ②本人及び世帯全員が市民税非課税である
- ③市税の滞納がない
- ④同じ住所に（共同住宅を除く）介護保険の給付対象者がいない

2. 対象工事

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材等の変更
- (4) 引き戸等への扉の取り替え
- (5) 和式便器を洋式便器へ取り替える

※工事内容の詳細については、次ページ以降をご確認ください。

3. 助成額

上記対象工事における合計金額の「9/10」。

(ただし千円未満の端数は切り捨てとし、18万円が限度額となります。)

4. 留意事項

○申請について

- ・助成を受けるためには必ず工事前の申請が必要となります。工事後の申請は受け付けることができません。
- ・申請受け付け後、審査を経て決定となります。決定前に工事開始日等を定めることはできません。決定後に工事を開始していただく必要があります。
- ・年度はじめの本事業受け付け開始日については、4月から受け付けることができない場合がありますので、お問い合わせください。

○審査等について

- ・新築や増築、劣化に伴う工事は助成対象になりません。
- ・助成は1住宅につき1回です。
- ・複数年度にまたがった改修工事は助成対象になりません。必ず年度内に工事完了する必要があります。
- ・その他の理由により審査の結果によっては助成できない場合があります。

○助成金の支払いについて

- ・助成金は実績報告の審査が終わった後の請求に基づき口座に振り込みます。
- ※実績報告前に工事費用の全額を改修業者にお支払いいただく必要があります。

○住宅改修について

- ・介護保険における要介護認定を受けている方は、介護保険による住宅改修費の支給を受けられる場合がありますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

5. ご利用の流れ

- (1) 工事内容の検討
↓
- (2) **最寄りの地域包括支援センターへ連絡**
↓ (申請書の作成)
- (3) 申込み 見積書、平面図、写真(日付入り)を提出
↓ (受付・審査)
- (4) 助成金額決定の通知が届く
↓
- (5) 業者さんに連絡して工事を開始
↓ (工事完了・工事代金支払い)
- (6) 地域包括支援センターへ工事完了の連絡
↓ (実績報告書の作成)
- (7) 領収書(写)、写真(日付入り)、通帳の写しを提出
↓ (審査・確認)
- (8) 助成金額の確定の通知と返信用の請求書が届く
↓ (振込み口座の確認)
- (9) 請求書に押印して市に提出
↓
- (10) 市から助成金額の振込み

<問合先>

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係

TEL 525-7657 FAX 526-3678

施行される事業所さんへ

以下の（１）から（６）の項目ごとに対象となる工事費用を見積書から抽出のうえ、助成金額を積算いたします。見積書の作成においては、（１）から（６）の項目ごとにまとめてくださいますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、劣化によるリフォーム等や既に着工している（終了している）工事は対象となりませんので、ご注意ください。

工事の名称	工事の内容
（１） 手すりを取り付ける	◎ 手すりを設置する工事 ◎ 手すりを設置するために壁の下地を補強する工事 × 両側に手すりを設置する工事は対象となりません
（２） 段差を解消する	◎ 出入口の段差を解消する工事 ・ 玄関や部屋の出入口にスロープを設置する工事 ・ 敷居を撤去する工事 ・ 床を上げる工事 ◎ 階段の勾配を緩やかにする工事 × 浴槽等の取り替え工事は対象になりません
（３） 床材を変更する	◎ 床やタイルを滑りにくくする工事 ◎ 上記工事に伴う下地や根太を補強する工事 ◎ 階段に滑り止めを行う工事
（４） 開き戸を引き戸へ 取り替える	◎ 開き戸を引き戸、折れ戸等に取り替える工事 ◎ 上記付帯工事 × 取り替えではない扉の新設費用
（５） 和式便器を洋式便器へ 取り替える	◎ 洋式便器の費用 ◎ 洋式便器の設置費用 ◎ 和式便器の撤去費用 ◎ 水洗の和式から洋式に変更する際、配水管の長さや位置を変える工事費用 × 水洗化に伴う工事費用は対象とはなりません × 洋式便座における便座のみの取り替え
（６） その他	◎ 対象工事に係る人的費用、諸経費等

訪問販売で勧誘されるリフォーム工事の苦情が後を絶ちません。

本事業の利用を目的とした飛び込み営業等はお断りしております。

地域包括支援センター担当地区分類表

平成30年10月1日～

No.	包括名	住所	TEL	担 当 地 区
1	中央	森合町10-1	533-8891	◆第1方部(大町・中町・本町・置賜町・栄町・早稲町・上町・杉妻町) ◆第2方部[新町・宮町・北町・仲間町・新浜町・松木町・浜田町・五老内町・北五老内町・豊田町・舟場町・上浜町・花園町・霞町(1~4,8~10)・腰浜町・桜木町(1~5,8~10)] ◆第4方部[御山町・森合町・曾根田町・天神町・宮下町・万世町・陣場町・信夫山地区(西養山・南平・金山・狐山・狐塚畑・狐塚・下狐塚・太子堂・大日堂・堂殿・駒山・妻夫石・大明神・御山堂殿・大山・京塚・大平山・兎石・蟹沢入・立道・蝦夷穴・熊野山・熊野峠・鶴巻)] ◆第5方部(荒町・五月町・清明町・御倉町・柳町・矢剣町・南町)
2	中央東	春日町14-14	525-7888	◆第3方部[東浜町・堀河町・八島町・松浪町・入江町・旭町・山下町・春日町・霞町(中央分除く)・桜木町(中央分除く)・五十辺地区(岩谷・山神・大森・立石・北原・猫淵・滝元・坂登・石田・岩ノ前・山際・山居・茶屋下・道前・北ノ前・田中島・鎗ノ内・鎗ノ前・蝦夷・矢倉下・遠瀬戸・古川・中荒子・北中川原・高野河原下・上荒子・下荒子・本新畑・本内南下釜・松山町)・信夫山地区(狩野・清水山・所窪・山居上・鶴頭森・小金山)]
3	中央西	野田町一丁目12-72	563-4880	◆第6方部[太田町・三河南町・三河北町・須川町・野田町1~7丁目・野田町(清水西分除く)・公事田・下谷地・下野寺(五本松・長泥・長泥前)・東中央1丁目・南中央1丁目(1,2-1~2-3,3~7,8-1~8-4,9-1,9-2,10-1~10-3,11-1,11-2,12,13,14-1~14-4,15~18,26-1,26-2,28~31,32-1,32-2,52-1,52-2,53~55,56-1,56-2,57,64,76~78,79-1~79-8,80~86,100-2,101,103-2,105,106,113~116)・南中央4丁目(6-1~6-3,6-5,6-6)]
4	渡利	渡利字中江町29-3	515-3135	◆渡利◆南向◆小倉寺
5	杉妻	太平寺字過吹3	573-8130	◆郷野目◆鳥谷野◆太平寺◆黒岩◆伏拝
6	蓬萊	田沢字入20	547-2345	◆蓬萊町◆清水町◆田沢
7	清水東	北沢又字番匠田5	558-7300	◆泉◆御山◆北沢又 ◆南沢又(上河原・上並松・上番匠田・河原前・下並松・下番匠田・松北町1~3丁目・東谷地)
8	清水西	南沢又字水門下160-3	591-4876	◆森合◆野田町(谷地・上谷地・高野・上高野)◆南沢又(清水東担当以外)
9	信陵	大笹生字向平6-1	558-7867	◆笹谷 ◆大笹生(飯坂北担当以外)
10	北信東	瀬上町字前川原37-11	553-1555	◆瀬上町 ◆宮代◆下飯坂◆冲高
11	東部	山口字梅本11-1	536-5001	◆岡部◆山口◆岡島 ◆本内(北中河原・慶二・新畑・中河原・西慶二・大柳・東大柳・東慶二・南河原・南慶二) ◆鎌田(愛宕前・阿良久・大隅・大畑・沖・庚塚・北河原・北山・熊野・熊ノ下・下畑・新川・新割・月ノ輪・月ノ輪山・堤下・天神平・天神平山・寅生・仲森山・西川原・沼・沼添・沼前・早津小屋・船前・古川) ◆大波
12	北信西	本内字西河原5-76	552-5544	◆丸子◆本内(東部担当以外)◆鎌田(東部担当以外) ◆北矢野目◆南矢野目
13	吉井田	吉倉字谷地36-1	546-6222	◆方木田◆吉倉◆八木田◆仁井田
14	西部	土湯温泉町字坂ノ上23	594-5800	◆佐倉下◆上名倉(さくら含む)◆佐原◆荒井(荒井北含む) ◆土湯温泉町
15	飯坂南	飯坂町平野字小深田1-5	542-8779	◆飯坂町平野
16	飯坂北	飯坂町中野字高田前2-16	573-6077	◆飯坂町中野◆飯坂町茂庭◆飯坂町◆大笹生(釜平・中沢・中沢西・中道)
17	飯坂東	飯坂町湯野字梁尻1-1	542-8411	◆飯坂町湯野◆飯坂町東湯野
18	松川	松川町字産子内1-1	567-5840	◆松川町(松川町美郷含む)◆松川町浅川◆松川町関谷◆松川町金沢◆松川町水原 ◆松川町沼袋◆松川町下川崎◆光が丘◆金谷川
19	信夫	上烏渡字北河原2-1	593-0151	◆永井川◆大森◆成川◆上烏渡◆下烏渡◆山田◆小田◆平石
20	吾妻東	笹木野字水口下13-1	555-3522	◆笹木野◆八島田◆上野寺◆下野寺(中央西分除く)◆北中央1~3丁目◆東中央2丁目・東中央3丁目 ◆西中央1~5丁目◆南中央1丁目(中央西分除く)・南中央2丁目・南中央3丁目・南中央4丁目(中央西分除く)
21	吾妻西	在庭坂字志津山6-1	591-3708	◆町庭坂◆在庭坂◆二子塚◆土船◆庄野◆桜本◆李平
22	立子山飯野	飯野町字西宮平25-1	562-4110	◆立子山 ◆飯野町◆飯野町青木◆飯野町大久保◆飯野町明治